

市民グループの活動を応援します！

令和8年度 霧島市市民活動支援事業 募 集 要 項



【問い合わせ先】

霧島市役所 市民活動推進課 共生協働推進グループ

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

TEL 0995-64-0988(直通) FAX 0995-46-0566

Eメール simi-katudo@city-kirishima.jp

市ホームページ <http://www.city-kirishima.jp/>

1 趣旨

近年、市民のニーズが複雑・多様化している中で、さまざまな市民グループにより地域の課題の解決やよりよい市民生活の実現のために、自主的・自立的な活動が行われています。

このような市民グループが行う公益的な活動で、自ら企画・提案・実施する事業に対し、その経費の一部を補助することにより、市民活動を促進し、共生・協働のまちづくりを進めようとするものです。

2 応募できる団体

ボランティア団体、NPO法人などの市民グループです。法人格の有無は問いません。

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 主たる活動の場が霧島市内にあり、公益的な活動を行う団体であること。
- (2) 5人以上で構成し、市内に在住、又は在勤、在学する者を主たる構成メンバーとしていること。
- (3) 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていない団体であること。

ただし、次の団体は除きます。

地区自治公民館、自治会、社会福祉法人、公益法人、宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体。

3 採択の対象となる活動

市民グループが行う公益的なサービスを提供する活動で、地域の課題解決に向けた取組が対象です。

※ これまでの活動を拡充する活動や、新たに実施する活動が対象になります。

次の各号の要件をすべて満たすものを対象とします。

- (1) 事業の分野については、次のいずれか又は複数に該当する事業であること。
 - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動

- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- (2) 市内で実施される事業であること。
- (3) 国、県又は市等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業でないこと。
- (4) 事業実施の効果が、不特定の市民や地域の利益に寄与するもので、応募団体の構成メンバーなどに限定されないこと。
- (5) 事業の目標又は達成しようとする成果が明確であり、その目的が市の共生・協働に関する指針及び市民のニーズに合致していること。
- (6) 営利を目的としないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (8) その他公序良俗に反しないこと。

4 補助額

補助金の額は、補助対象経費に補助率 1 / 2 を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）で、25 万円を限度とします。（令和 7 年度採択事業は経過措置があります。）

ただし、予算で定める額以内となります。

- (1) 1 団体への補助金の交付は類似の事業を継続して実施する場合に、通算 3 回まで補助金の交付を受けることができますが、3 年毎に補助制度のあり方・内容等を見直すため、現在の補助制度での募集は令和 10 年度までとなります。

なお、類似の内容で名前を変えて補助金の交付を受けることはできません。

- (2) 1 回採択されても、2 回目以降の採択を約束するものではありません。
- (3) 補助金の概算払いについては、補助決定額の 90 % 以内で行います。
- (4) 事業や活動における決算時において、会費、その他の収入等の自主財源がある場合は、対象経費にそれらの自主財源を優先的に充当することとし、不足する部分に応じた補助金額を決定します。
- (5) 想定より申請団・採択団体が多いなどにより補助金決定総額が予算額を超える場合、予算で定める額以内で執行するため、それぞれの団体の査定後補助対象経費額を基に超過額を按分減額して補助金額を決定します。
- (6) (5) により補助申請額が減額となった場合、再度、事業計画書及び事業収支予算書を提出してください。

5 補助対象期間

補助金交付決定日から原則令和 9 年 2 月末日までを補助対象期間とします。

なお、この期間外の経費は補助対象にはなりません。

6 補助の対象となる経費

補助対象経費は、事業を実施するために直接必要とする経費で、以下の表のとおりです。申請時に提出する予算書を基に査定し、補助対象経費を決定します。

項 目	補助対象経費
賃金	団体の構成員への認定限度額は、1人当たり3千円／日とする。
報償費	外部講師の謝礼【市の報償費単価（別紙1）に準ずる。ただし、特別な理由がある場合は、事業提案書提出時に理由書を添えること。】、調査・研究等に要する経費
旅費	外部講師・団体の構成員等の移動、現地調査等に係る運賃、宿泊費等の実費相当額
消耗品費	文具や事務用品、食材等 ※参加賞・賞品・景品等は除く。
印刷製本費	パンフレットやチラシ、資料等の作成に要する経費
食糧費	奉仕作業中の飲物代
通信費	郵送料（切手代等）、宅配便代 ※団体の事務所の電話料、インターネット関連経費等は除く。
保険料	外部講師、団体の構成員、参加者の保険料 ※車両の損害保険料は除く。
委託料	会場設営委託料、看板作成委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、有料道路使用料、車両・器具等の賃借料等 ※団体の事務所の賃借料、団体の構成員が所有する車両への賃借料は除く。ただし、ガソリン代等の実費相当分は対象とする。
原材料費	木材、土砂代等
備品購入費	購入金額及び数量に係わらず認定限度額は3万円とする。
その他の経費	上記以外の経費で市長が適当と認める経費

※ 団体の構成員の賃金及び旅費の合算額は、補助対象経費の20%までを認定限度額とする。

※ 委託料の補助金に計上できる限度額を、補助金上限額の50%とする。

なお、領収証が無い場合や、領収証等により支払ったものを明確にすることができない経費については対象外経費扱いとする。

霧島市報償費単価(講師謝金・会議出会謝金)

資格区分			予算要求基準		
			基準単価		
			1回単価	算定根拠	
講師	①	大会等の特別講演講師(その都度決裁を受け決定) 大学教授、医師、弁護士、新聞社等の論説委員等で②により難い場合	別途決裁		
	②	大学教授、医師、弁護士、新聞社等の論説委員 その他経歴著名度により相当と認められる者	13,000円	①1回当たりの講座時間(概ね2時間程度)を基準とした単価とする。 ②講座時間4時間までは、1回単価と同額とする。 ③4時間を越える場合は、別途決裁 ④1時間単価は、6,500円とする。	
	③	大学准教授・講師、公認会計士、不動産鑑定士、税理士、土地家屋調査士その他経歴著名度により相当と認められる者	10,000円	同上(①～③) ④1時間単価は、5,000円とする。	
	④	大学の助手、国・県の職員、高校の教職員、企業の研修担当者 その他経歴著名度により相当と認められる者	8,000円	同上(①～③) ④1時間単価は、4,000円とする。	
	⑤	小・中学校の教職員及び上記区分に含まれない者	5,000円	同上(①～③) ④1時間単価は、2,500円とする。	
	⑥	各種定期講座・公民館講座等(特別講師を除く)	5,000円	同上(①～③) ④1時間単価は、2,500円とする。	
会議・協力謝金	附属機関以外の各種委員会		委員長	4,700円	大学教授等が、予め会議の準備などを行い、会議に出席する場合などは講師の1回単価による。(別途決裁)
			その他委員	4,500円	
	上記以外(下記①～⑦に該当する業務の規定の根拠・基準などにより定める額)		(注)会議の内容及び謝礼の対象者等から、上記講師の単価に該当すると判断できるものは、上記講師単価を採用する。		
①引率謝礼等で、旅費規程に準じたもの ②医療費支給の審査事務の協力で、基準があるもの ③県補助金交付要綱等の基準に準じているもの ④弁護士会の相談料に準じているもの ⑤医師会からの要望額に基づいて検討したもの ⑥その他、個別の基準があるもの					

注) それぞれの区分には、これに準ずる者を含むものとする。
大会等の特別講演講師・著名人等その他、基準表の金額により難しい場合は、個別協議する。
国・県職員、小・中・高校長・教諭は、勤務時間中は支給しないものとする。ただし、勤務時間外は支給することができる。

7 募集期間

令和7年11月4日（火）午前8時15分から

令和7年12月12日（金）午後4時まで（郵送の場合、当日消印有効）

8 応募方法

必要書類を作成し、提出してください。

（1）提出書類

- ① 霧島市市民活動支援事業提案書（第1号様式）
- ② 団体に関する調書（第2号様式）
- ③ 事業計画書（第3号様式）
- ④ 事業収支予算書（第4号様式）
- ⑤ 事業の実施体制に関する調書（第5号様式）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類
 - ・他の補助、助成又は委託事業申請状況（必須、様式あり）
 - ・団体の定款、会則、規約等（A4）（必須）
 - ・団体の会員名簿（A4）（必須）
 - ・団体の活動内容がわかるもの（会報、新聞切り抜き等）（任意）
 - ・予定している講師・専門家のプロフィール（必須）

※ 提出書類①～⑥の様式は、市のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

<http://www.city-kirishima.jp/> のページより、**暮らし**をクリック、
>自治会・市民活動 の「市民活動支援」→「令和8年度霧島市市民活動支援事業（補助事業）募集」を選びクリックしてください。

※ 提出いただいた書類は、お返しいたしませんのでご了承ください。

（2）提出方法

提出書類を市役所市民活動推進課窓口まで持参又は郵送してください。

（3）提出先

霧島市 市民環境部 市民活動推進課 共生協働推進グループ
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

9 審査・選考方法

審査・選考は、「霧島市市民活動促進委員会」（学識経験者、市民活動関係者、市職員、その他で構成）において行い、その選考結果による推薦を受けて、予算の範囲内で市が事業採択を決定します。

（１）一次審査（書類審査）

応募書類をもとに審査を行い、二次審査の対象団体を選考します。（非公開とします。）

（２）二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査の通過団体のみプレゼンテーション（事業計画の説明発表）を行います。

① プレゼンテーションの手順

- ・ 発表時間は、1 団体あたり 10 分以内とします。
（時間内で工夫して発表していただきます。）
- ・ 発表の手法、発表者の人数等は問いません。
- ・ 発表後、審査委員が質問を行いますので、簡潔に回答してください。

② プレゼンテーション開催日と場所

開催日：令和 8 年 2 月上旬～中旬（予定）

場 所：国分シビックセンター公民館（予定）

（各団体のプレゼンテーションは公開とし、その後の審査員のみによる審議は非公開とします。）

（３）選考結果及び補助金交付決定

選考結果は、一次審査及び二次審査の終了後、各団体宛に通知します。

最終審査（二次審査）の選考結果通知は令和 8 年 3 月上旬（予定）となりますが、令和 8 年度一般会計当初予算の成立前となるため、あくまでも事業採択の内定通知となります。

補助金交付申請は、予算成立後の令和 8 年 4 月以降に行ってください。その申請に基づき予算の範囲内で補助金の交付を決定します。

なお、選考の理由については公開せず、また、選考結果に対する異議は受け付けません。

10 審査基準

選考審査では、次の観点から審査を行います。

(1) 公益性

事業の効果が、特定の者に限定されず、広く不特定かつ多数のための利益の増進を図るものとなっているか。また、補助金が有効に活用されるものとなっているか。

(2) 地域社会における必要性（課題解決性）

地域社会における課題を的確に捉えているか。また、市民ニーズに対応し、その解決策として有効であるか。

(3) 先駆性・創造性

団体としてこれまで行ってきた事業を発展させ拡充するもの、あるいは、新たに取り組むものとなっているか。また、迅速性、専門性など団体の特性を活かしたものであるか。

(4) 実現性

事業の実施手段や実施体制などの事業計画、予算が具体的、合理的であり、実現可能なものとなっているか。

(5) 将来性

活動・効果が一過性でなく、継続性が期待できるか。また、将来的に広く波及効果が期待できるものであるか。

11 報告書

事業の終了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日のいずれか早い日までに、次の書類を提出し、実績等をご報告ください。

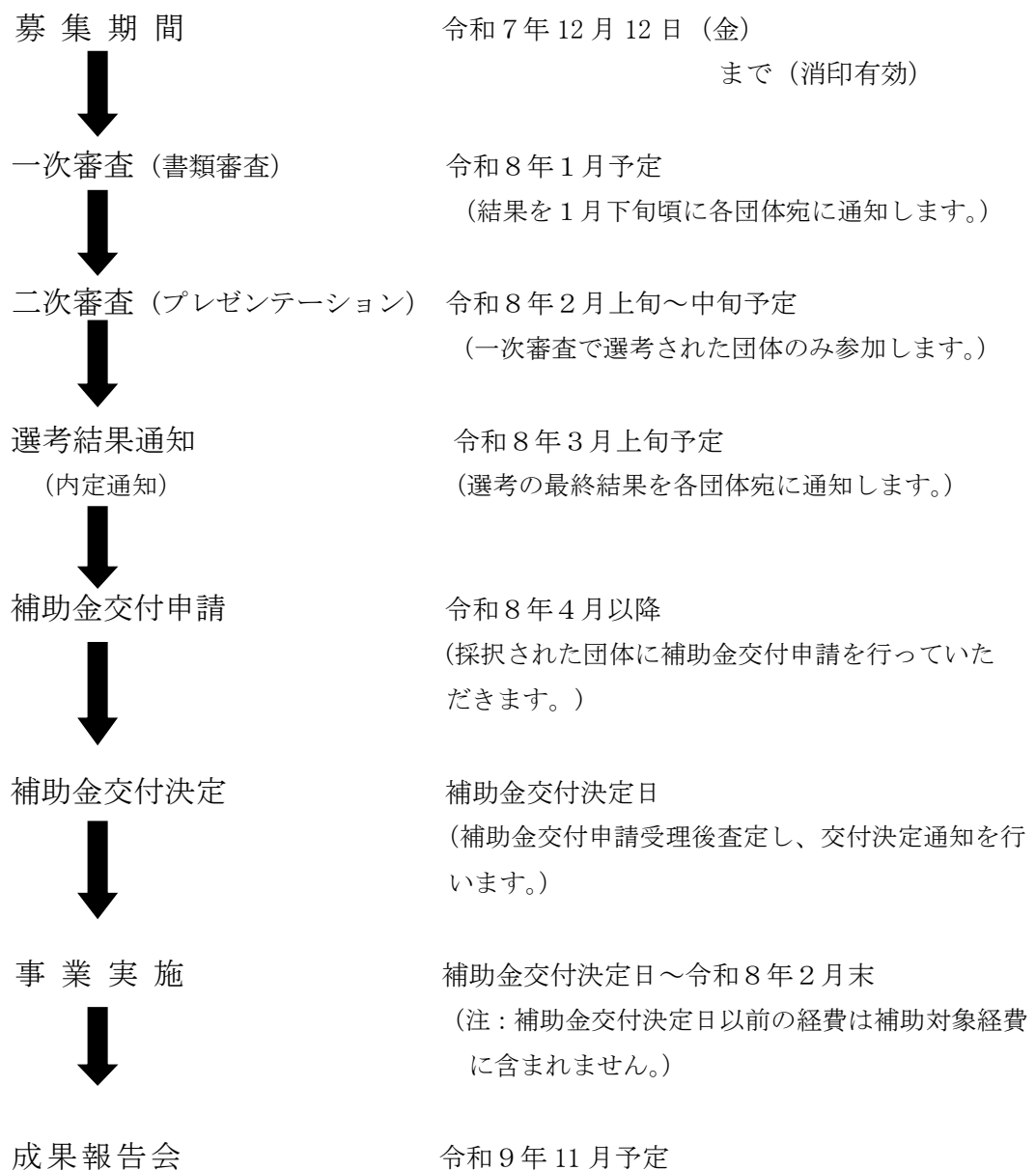
- ① 霧島市市民活動支援事業実績報告書（第 10 号様式）
- ② 事業報告書（第 11 号様式）
- ③ 収支決算書（第 12 号様式）
- ④ 領収証又はその写し
- ⑤ 事業に関する写真、パンフレット、チラシ等当該補助事業に関する資料
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※ 事業の途中で、補助金の使途について報告を求めることや実地調査を行うことがあります。

1 2 事業成果報告会（意見交換会）

補助を受けた事業について、意見交換会（令和8年11月予定）を開催します。事業の成果等について、補助を受けた団体と市民活動促進委員会とで意見交換等を行い、今後の事業実施の参考にするものとなりますので、必ず参加ください。また、事業成果報告会としても位置付け、一般の市民の方々にも公開します。

1 3 スケジュール



1 4 情報公開・情報提供

事業の公平性・透明性を高めるため、応募団体名、事業名、事業概要、選考結果について、市の広報誌又はホームページで公表します。

また、市へ提出された応募書類につきましても、個人情報等に該当するものを除き、情報公開の対象となります。

1 5 その他

補助金交付決定を受けた事業について、内容の変更や中止をする場合には、事前に承認を受ける必要があります。

また、補助金交付決定を受けた事業であっても、市補助金等交付規則の規定により交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金等の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

1 6 問い合わせ先

霧島市 市民環境部 市民活動推進課 共生協働推進グループ

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

TEL 0995 - 64 - 0988(直通) FAX 0995 - 46 - 0566

Eメール simi-katudo@city-kirishima.jp

市ホームページ <http://www.city-kirishima.jp/>